

## 人権施策推進連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 人権尊重の理念に基づく施策の推進に資するため、庁内に人権施策推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会は、横須賀市人権施策推進会議の意見等に係る課題を整理し、対応方法等についての検討を行う。

### (組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる職員を構成員として組織する。

### (連絡会の会長等)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置く。

2 会長は市長室人権・ダイバーシティ推進課長を、副会長は会長が指名する構成員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集する。

2 連絡会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市長室人権・ダイバーシティ推進課において行う。

### (その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市長室国際交流・基地政策課長 総務部人事課長 市長室人権・ダイバーシティ推進課長 民生局福祉こども部地域福祉課長 同障害福祉課長 同健康長寿課長 民生局健康部健康総務課長 民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課長 同児童相談課長 経済部経済企画課長 教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長 同学校教育部支援教育課長
--